

定 款

株式会社 クレオ

定款

第1章 総則

第1条 【商号】

1. 当社は、株式会社クレオと称する。
2. 当社の英文社名は、CREO CO., LTD.と称する。

第2条 【目的】

1. 当社は、次の事業を営むことならびに次の各号の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
 - (1) コンピュータソフトウェアの開発、販売、保守および輸出入ならびにその開発
 - (2) コンピュータおよびその周辺機器の販売、貸与および輸出入
 - (3) コンピュータの操作、導入システム開発等教育の研究開発、販売、輸入ならびに輸出
 - (4) インターネット等ネットワークを利用した業務システムの開発、販売、運用および貸与
 - (5) 人事、総務および経理などの事務の受託
 - (6) 情報処理および通信に関する人材育成のための教育、訓練ならびに教材の企画、開発、販売、貸与および輸出入
 - (7) 経営に関する図書刊行物等の出版ならびに講演会または研修会などの企画、立案および実施業務
 - (8) システム設計、プログラミング、オペレーション、プログラムの販売およびコンサルティング
 - (9) データ伝送および通信機器の販売、保守ならびに工事
 - (10) 電子計算機による計算請負
 - (11) 情報提供・処理サービス
 - (12) インターネットを利用した通信販売・通信販売の仲介業務、および情報提供サービス業
 - (13) インターネットプロバイダーサービスの販売代理
 - (14) キャラクターの企画、デザイン、著作権取得および販売
 - (15) 一般商品の販売

- (16) 広告代理業
- (17) 書籍・雑誌等の出版および販売
- (18) 労働者派遣事業
- (19) 有料職業紹介事業
- (20) 前各号に附帯関連する一切の業務

2. 当社は、次の各号の事業および附帯する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 関連各種企業に対する経営指導および業務の委託
- (2) 金銭の貸付、その代理
- (3) ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権および著作権の取得、貸与並びに売買

第3条 【本店の所在地】

当社は、本店を東京都品川区に置く。

第4条 【機関】

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 【公告の方法】

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条 【発行可能株式総数】

当社の発行可能株式総数は、16,000,000株とする。

第7条 【単元株式数】

当社の単元株式数は100株とする。

第8条 【未満株式についての権利】

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を

行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規程による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 【株主名簿管理人】

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿、および新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 10 条 【株式取扱規程】

当社の株主権利行使に際しての手続き、株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

第 11 条 【招集】

1. 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。
2. 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

第 12 条 【基準日】

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 13 条 【招集権者および議長】

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 14 条 【電子提供措置等】

1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一

部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第15条 【決議の方法】

1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第16条 【議決権の代理行使】

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第17条 【議事録】

株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録にこれを記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第4章 取締役、取締役会および代表取締役

第18条 【取締役の員数】

当会社の取締役は7名以内とする。

第19条 【取締役の選任および解任の方法】

1. 取締役は、株主総会の決議により選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 取締役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第20条 【取締役の任期】

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条 【代表取締役および役付取締役】

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第22条 【取締役会の招集権者および議長】

1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

第23条 【取締役会規程】

取締役会の運営について、法令または定款に別段の定めのない事項は、取締役会の決議により定める取締役会規程による。

第24条 【取締役会の決議の省略】

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第25条 【取締役の報酬等】

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第26条 【取締役の責任免除】

1. 当社は、会社法第426条第1項の規程により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規程により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または

法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役、監査役会および常勤監査役

第27条 【監査役の員数】

当会社の監査役は4名以内とする。

第28条 【監査役の選任の方法】

1. 監査役は、株主総会の決議により選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条 【監査役の任期】

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第30条 【常勤監査役】

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第31条 【監査役会の招集】

監査役会の招集通知は、会日の3日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

第32条 【監査役会規程】

監査役会の運営について、法令または定款に別段の定めのない事項は、監査役会の決議により定める監査役会規程による。

第33条 【監査役の報酬等】

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第34条 【監査役の責任免除】

1. 当社は、会社法第426条第1項の規程により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規程する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 執行役員

第 35 条 【執行役員】

1. 当社は、取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を置くことができる。
2. 執行役員に関する事項は、取締役会が定める執行役員規程において定める。

第 7 章 会計監査人

第 36 条 【会計監査人の選任】

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 37 条 【会計監査役の任期】

1. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。

第 38 条 【会計監査人の報酬等】

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 8 章 計 算

第 39 条 【事業年度】

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 40 条 【剰余金の配当等の決定機関】

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

第41条 【剰余金の配当の基準日】

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第42条 【除斥期間】

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。
2. 未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。

付 則 (1990年6月14日株主総会承認決議)

本定款は、1990年6月14日より施行する。

ただし、第5条および第6条は1990年7月20日より施行する。

付 則 (1991年6月27日株主総会承認決議)

本定款は、1991年6月27日より施行する。

付 則 (1993年6月29日株主総会承認決議)

本定款は、1993年6月29日より施行する。

付 則 (1994年6月29日株主総会承認決議)

本定款は、1994年6月29日より施行する。

付 則 (1999年6月29日株主総会承認決議)

本定款は、1999年6月29日より施行する。

付 則 (2000年6月16日株主総会承認決議)

本定款は、2000年6月16日より施行する。

付 則 (2002年6月27日株主総会承認決議)

本定款は、2002年6月27日より施行する。

付 則 (2003年6月27日株主総会承認決議)

本定款は、2003年6月27日より施行する。

付 則 (2004年6月29日株主総会承認決議)

本定款は、2004年6月29日より施行する。

付 則 (2005年6月13日株主総会承認決議)

本定款は、2005年6月13日より施行する。

付 則 (2006年6月23日株主総会承認決議)

本定款は、2006年6月23日より施行する。

附 則 (2009年6月18日株主総会承認決議)

本定款は、2009年6月18日より施行する。

附 則 (2011年2月17日株主総会承認決議)

本定款は、2011年4月1日より施行する。

附 則 (2012年6月20日株主総会承認決議)

本定款は、2012年6月20日より施行する。

附 則 (2016年7月29日取締役会承認決議)

会社法第195条第1項に基づき、第7条【**単元株式数**】の変更を実施する。

本定款は、2016年9月1日より施行する。

附 則 (2017年2月28日株主総会承認決議)

本定款は、2017年2月28日より施行する。

附 則 (2022年6月23日株主総会承認決議)

本定款は、2022年6月23日より施行する。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

1. 第14条【**電子提供措置等**】の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日後にこれを削除する。

(株主総会の招集に関する経過措置)

第11条【**招集**】第2項の新設は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する場所の定めのない株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、

本附則は、当該効力発生日経過後、これを削除する。

以 上